

酒田市監査委員事務局文書管理規程の一部を改正する監査委員
規程

酒田市監査委員事務局文書管理規程(令和4年監査委員規程第1号)の一部
を次のように改正する。

第7条第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、電子決裁システムにおいて決裁を受ける場合は、当該システムの
付番機能の利用をもって、文書収発簿の付番に代えることができる。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。